

議会議案第 1 号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に
関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 2 4 年 3 月 2 3 日提出

提出者

奈良市議会議員 浅 川 仁

賛成者

奈良市議会議員 中 西 吉 日 出

同 森 田 一 成

同 池 田 慎 久

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「830,000円」を「581,000円」に改め、同条第2号中「695,000円」を「486,500円」に改め、同条第3号中「643,000円」を「450,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取り組みをさらに推進するため、議会の議員も自ら痛みを享受し、平成24年4月から恒久的に議員報酬月額を現行の30%減額しようとするものである。

(参考)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について（抄）

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 830,000円
- (2) 副議長 月額 695,000円
- (3) 議員（議長及び副議長を除く。） 月額 643,000円